

介護サービス事業者 自主点検表

(令和4年10月版)

地域密着型通所介護

事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
電話番号	
法人の名称	
法人の代表者(理事長)名	
管理者(施設長)名	
記入者職・氏名	
記入年月日	年 月 日
運営指導日	年 月 日

【草加市 健康福祉部 介護保険課】

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているかを常に確認することが必要です。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針を基に自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う指導と連携を図ることとしました。

2 実施方法

- (1) 管理者（施設長）が中心となって、毎年定期的に作成（自主点検）し、法令遵守責任者とともに法令遵守の状況を確認するのに活用してください。
- (2) 市による事業所への運営指導が行われるときは、直近の内容により作成し、他の関係書類とともに、草加市介護保険課へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (3) 記入に当たっては、管理者が中心となり、必ず直接担当する職員及び関係する全職員で検討のうえ点検してください。
- (4) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
- (5) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- (6) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

※ 令和4年度の改正点は赤字、草加市の独自基準は青字で記載しています。

3 根拠法令

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

略称	法令等名称
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
条例	草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第31号）
暴力団排除条例	草加市暴力団排除条例（平成24年9月20日条例第30号）
平18 厚労令34	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）
平18 厚労告126	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
平18-0331004	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
平18 留意事項	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
平27 厚労告94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）
平27 厚労告95	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
消防法	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
消防法施行令	消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）
消防法施行規則	消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）

介護サービス事業者 自主点検表

目 次

第1	基本方針	1
第2	人員に関する基準	2
第3	設備に関する基準	1 1
第4	運営に関する基準	1 2
第5	変更の届出等	3 4
第6	介護給付費関係	3 5
第7	その他	7 3

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
第1 基本方針			
1 一般原則	<p>(1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。</p> <p>(2) 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者（地域密着型介護予防サービス事業者）又は居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。</p> <p>(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか（令和6年3月31日までの間は努力義務とされています。）。</p> <p>(4) サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。</p> <p>※ 法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報 一 介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項 二 被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項 三 訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービスを利用する要介護者等の心身の状況等、当該要介護者等に提供される当該サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項 四 地域支援事業の実施の状況その他の厚生労働省令で定める事項</p> <p>(5) 法人役員等又は事業所の従業者のうち、草加市暴力団排除条例に規定する暴力団員、暴力団関係者は所属していませんか。</p> <p>※ 法人又は事業所として、その所属する役員、従業者等が暴力団員等でないことを確認することが必要です。 確認に当たっては、従業者等から、自らが暴力団員等ではないことを誓約する書面を提出させる等、書面に残る方法で行うことが望ましいです。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いない・いる</p>	<p>法第78条の3第1項 条例第3条第1項</p> <p>条例第3条第2項</p> <p>条例第3条第3項</p> <p>条例第3条第4項</p> <p>暴力団排除条例第4条(草加市独自基準)</p>
2 地域密着型通所介護の基本方針	<p>指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図っていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の2</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
第2 人員に関する基準			
定義	<p>※ 「常勤」（用語の定義）</p> <p>当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。</p> <p>ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能です。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能です。</p> <p>※ 「専ら従事する・専ら提供に当たる」（用語の意義）原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。</p> <p>この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（通所介護については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p> <p>ただし、通所介護については、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものです。</p>		
	<p>※ 「常勤換算方法」（用語の定義）</p> <p>当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。</p>		平18-0331004 第二の2(1)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が通所介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことが可能です。</p>		
	<p>※ 指定地域密着型通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定地域密着型通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。</p> <p>ア 指定地域密着型通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合</p> <p>イ 午前と午後とで別の利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合</p> <p>また、利用者ごとに策定した地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して指定地域密着型通所介護を行うことも可能です。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意してください。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の 1(1)①</p>
	<p>※ 8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置してください。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の 1(1)②</p>
	<p>※ 生活相談員、介護職員の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準に定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものです。必要な勤務延時間数が確保されれば、当該職種の従業員の員数は問いません。</p>		
	<p>※ 利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定地域密着型通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものです。従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用</p>		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>者10人に対して指定地域密着型通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合であって、それぞれの指定地域密着型通所介護の定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる介護職員の員数は午前午後それぞれにおいて利用者の数10人に応じた数ということとなり、人員算定上、午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。</p> <p>※ 同一事業所で複数の単位の指定地域密着型通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものです。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の1(1)⑦</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の1(1)⑧</p>
<p>1 生活相談員</p>	<p>指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数となっていますか。</p> <p>※ 生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとしています。</p> <p>ア 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者</p> <p>① 大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者</p> <p>② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者</p> <p>③ 社会福祉士</p> <p>④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者</p> <p>⑤ ①から④と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（精神保健福祉士、大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者）</p> <p>イ これと同等以上の能力を有すると認められる者 市では、介護支援専門員、介護福祉士を同等の能力を有する者として認めています。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の3 第1項</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の1(2)</p>
	<p>※ 「当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数（提供時間帯の時間数）」とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）をいいます。</p> <p>例えば、1単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の提供時間帯の時間数を6時間とした場合、生活相談員がサービス提供時間内に勤務している時間数の合計数（勤務延時間数）を、提供時間帯の時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、生活相談員の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の1(1)④</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり、提供時間帯の時間数は8時間となることから、生活相談員の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。</p> <p>※ 地域密着型通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、地域密着型通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間 ・ 利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間 ・ 地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間（例えば、地域における買い物支援、移動支援、見守りなどの体制を構築するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合、利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に出かけていく場合）など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができます。 <p>ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものです。</p> <p>※ 生活相談員の事業所外での活動に関しては、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要があります。</p>		
2 看護職員	<p>(1) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数を配置していますか。</p> <p>※ 定員（同時にサービス提供を受けられる利用者数の上限）が11人以上の事業所のみ</p> <p>看護職員は、看護師又は准看護師のいずれかの資格を有していますか。</p> <p>※ 看護職員については、地域密着型通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能です。具体的な取扱いは以下の通りです。</p> <p>ア 地域密着型通所介護事業所の従業者により確保する場合提供時間帯を通じて、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる必要はないが、看護職員は提</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の3 第1項</p> <p>条例第59条の3 第1項</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の 1(1)⑥</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>供時間帯を通じて、地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。</p> <p>イ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合看護職員が指定地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。</p> <p>※ 「密接かつ適切な連携」とは、地域密着型通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することです。</p> <p>この場合、利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるように病院、診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要があります。</p>		
3 介護職員	<p>(1) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。利用定員が10以下である場合は看護職員及び介護職員）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者の数が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15人までの場合・・・1以上 ・ 16人～18人の場合・・・15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数を配置していますか。 <p>(2) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、介護職員（利用定員が10人以下である場合は看護職員又は介護職員）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させていますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の3第1項、第2項</p> <p>平18-0331004第三の二の二の1(1)⑤</p> <p>条例第59条の3第3項</p>
4 機能訓練指導員	<p>(1) 機能訓練指導員を1以上配置していますか。</p> <p>※ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該事業所の他の職務に従事することができます。</p> <p>(2) 機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 理学療法士 イ 作業療法士 ウ 言語聴覚士 エ 看護職員 オ 柔道整復師 カ あん摩マッサージ指圧師 キ はり師 ク きゅう師 	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の3第1項、第6号</p> <p>平18-0331004第三の二の二の1(3)</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>※ キ、クについては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限ります。</p> <p>※ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。</p>		
5 常勤職員の配置	<p>生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の3 第7項</p>
6 管理者	<p>事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p>※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ア 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合 イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>※ ただし、管理者の職と合わせて3職種以上を兼務することは、各業務の質を担保する観点から、原則として認められません。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の4 平18-0331004 第三の二の二の1(4)</p>
7 勤務体制の確保等	<p>(1) 管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。</p> <p>※ 雇用（労働）契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。 ① 労働契約の期間 ② 就業の場所・従事する業務の内容 ③ 始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇等 ④ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期 ⑤ 退職に関する事項（解雇の事由を含む） ⑥ 期間の定めのある契約を更新する場合の基準 ⑦ その他使用者が定める事項（施行規則第5条第1項第4号の2から第11号まで） ⑧ 昇給の有無（※1）、⑨退職手当の有無（※1） ⑩ 賞与の有無（※1）、⑪相談窓口（※2）</p>	<p>いる・いない</p>	<p>労働基準法 第15条 労働基準法施行 規則第5条</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>※1 非常勤職員のうち、短時間労働者（1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者）に該当するものを雇い入れたときには、上記⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません（平成25年4月1日施行）。</p> <p>※2 ※1と同様に文書で明示する項目に相談窓口（相談担当者の氏名、役職、担当部署などを記載）が追加されました（平成27年4月1日施行）。</p>		
	<p>(2) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。</p> <p>※ 事業所ごとに、管理者を含めて、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の13第1項</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の3(6)①</p>
	<p>(3) 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。</p> <p>※ 当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。</p> <p>※ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことも可能です。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の13第2項</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の3(6)②</p>
	<p>(4) 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 また、研修を行うに当たり、研修計画を作成していますか。</p> <p>また、全ての従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p> <p>※ 介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の13第3項</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の3(6)③</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>※ 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者として、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等です。</p> <p>※ 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。指定地域密着型通所介護事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての地域密着型通所介護従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じてください。また、新卒採用、中途採用を問いません。</p> <p>※ 事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させてください（この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務です）。</p>		
	<p>(5) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の13第4項</p>
	<p>※ 雇用機会均等法第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。</p> <p>なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の3(6)④ (第三の一の4(22)⑥)</p>
	<p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容については、次のとおりです。</p> <p>ア 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発してください。</p> <p>イ 相談（苦情）に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備してください。</p>		
	<p>※ 「必要な体制」とは、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知することです。</p>		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>※ 事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。</p> <p>※ パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、上記「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。</p> <p>※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省ホームページを参考にしてください。</p> <p>※ 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進してください。</p>		
<p>8 定員の遵守</p>	<p>利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行っていませんか。</p> <p>※ ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 地域密着型通所介護と第1号通所事業（従来の介護予防通所介護に相当するサービス。以下同じ）の双方の指定を併せて受け、一体的に事業を実施している場合は、当該第1号通所事業における利用者は、当該地域密着型通所介護事業所の利用定員の利用者数に含めます。</p> <p>※ 適正なサービスの提供を確保するため、月平均の利用者数が定員を超える場合、介護報酬の減算の対象となります。詳細については後述する「第6. 介護給付費関係2. 所要時間の取扱い」を参照して下さい。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の14</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
第3 設備に関する基準			
1 設備及び備品等	<p>(1) 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。</p> <p>(2) 設備は、専ら指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものとなっていますか。</p> <p>※ 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合はこの限りではありません。</p> <p>※ 利用者にかかる各種記録類等を保管するものにあつては、個人情報の漏洩防止の観点から配慮されたもの（鍵付キャビネット等）が望ましいです。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の5第1項</p> <p>条例第59条の5第3項</p>
2 食堂及び機能訓練室	<p>食堂と機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員（事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上となっていますか。</p> <p>ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができます。</p> <p>※ 狭隘（きょうあい）な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきものではありません。ただし、地域密着型通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な地域密着型通所介護の提供が期待される場合はこの限りではありません。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の5第2項第1号</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の2(2)</p>
3 相談室	<p>相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の5第2項第2号</p>
4 消火設備等	<p>消防法その他の法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の5第1項</p>
5 宿泊サービスを提供する場合	<p>(1) 指定地域密着型通所介護の提供以外の目的で、指定地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間・深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に市長（介護保険課）に届け出ていますか。</p> <p>(2) 宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を埼玉県に報告していますか。</p> <p>(3) 届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に、また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合はその休止又は廃止の日の1月前までに市長に届け出ていますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の5第4項</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の2(5)</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
第4 運営に関する基準			
1 内容及び手続きの説明及び同意	<p>(1) サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p>	いる・いない	<p>法第78条の4第2項</p> <p>条例第59条の20(第9条準用)</p>
	<p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。</p> <p>ア 重要事項に関する規定の概要</p> <p>イ 従業員の勤務体制</p> <p>ウ 事故発生時の対応</p> <p>エ 苦情処理の体制</p> <p>オ 第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等</p>		<p>平18-0331004第三の二の二の3(11)（第三の一の4(1)①準用）</p>
	<p>(2) わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得ていますか。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の20(第9条準用)</p>
	<p>※ 同意については、書面によって確認することが適当です。</p>		<p>平18-0331004第三の二の二の3(21)①</p>
	<p>※ 利用申込者または家族からの申し出があった場合には、文書の交付に代えて、重要事項を電磁的方法により提供することもできます。</p> <p>※ 従業員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。</p>		
2 提供拒否の禁止	<p>正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の20(第10条準用)</p>
	<p>※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。</p> <p>※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。</p> <p>ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じ切れない場合</p> <p>イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>		<p>平18-0331004第三の二の二の3(2)（第三の一の4(2)準用）</p>
3 サービス提供困難時の対応	<p>利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定地域密着型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の20(第11条準用)</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
4 受給資格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	いる・いない	条例第59条20 (第12条第1項準用)
	(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。	いる・いない	条例59の20条 (第12条第2項準用)
5 要介護認定等の申請に係る援助	(1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例第59条の20 (第13条第1項準用)
	(2) 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例第59条の20 (第13条第2項準用)
6 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	いる・いない	条例第59条の6
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1) サービスを提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる・いない	条例第59条の20 (第15条第1項準用)
	(2) サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる・いない	条例第59条の20 (第15条第2項準用)
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出る等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例第59条の20 (第16条準用)
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	いる・いない	条例第59条の20 (第17条準用)
10 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例第59条の20 (第18条準用)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、地域密着型通所介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合があります。</p> <p>※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の3(11) (第三の一の4(9)準用)</p>
<p>11 サービスの提供の記録</p>	<p>(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面（サービス利用票等）に記載していますか。</p> <p>※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。</p> <p>※ 記載事項は、次に掲げるものが考えられます。 ア サービスの提供日 イ サービスの内容 ウ 保険給付の額 エ その他必要な事項</p> <p>(2) サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者提供していますか。</p> <p>※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、2年間保存しなければなりません。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の20 （第20条第1項準用）</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の3(11) (第三の一の4(11)準用)</p> <p>条例第59条の20 （第20条第2項準用）</p> <p>条例第59条の19 第2項</p>
<p>12 利用料等の受領</p>	<p>(1) 法定代理受領サービスに該当する地域密着型通所介護についての利用者負担として、利用申込者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、地域密着型サービス費用基準額（介護予防サービス費用基準額）の1割、2割又は3割（法令により給付率が9割、8割又は7割でない場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。</p> <p>(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の7 第1項</p> <p>条例第59条の7 第2項</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである通所介護に係る費用の額の間、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである通所介護に係る費用の額の間、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。</p> <p>※ なお、そもそも介護保険給付の対象となる通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の3(11) (第三の一の4(12)準用)</p>
	<p>(3) (1)(2)の支払を受ける額のほか、次の費用の額以外の支払いを利用者から受けていませんか。</p> <p>ア 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>イ 通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型サービス費用基準額を超える費用</p> <p>ウ 食事の提供に要する費用</p> <p>エ おむつ代</p> <p>オ 指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用</p> <p>※ 保険給付となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認められません。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の7第3項</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の3(1)②</p>
	<p>(4) 上記オの費用の具体的な取扱については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第54号)に沿って適切に取り扱われていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>平12老企54</p>
	<p>(5) (3)ア～オの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の7第5項</p>
	<p>(6) サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>法第42条の2第9項(法第41条第8項準用)</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>(7) (6)の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、法第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型通所介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p> <p>※ 医療控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の医療系サービスを併せて利用している者）の領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。</p> <p>[参考] 「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号平成25年1月25日事務連絡）</p> <p>※ 平成24年度から制度化された介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱いは、次のとおりです。</p> <p>医療系サービスを併せて利用しない指定地域密着型通所介護において、介護福祉士等による喀痰吸引が行われた場合は、当該サービスの自己負担額（介護保険対象分）の1割又は2割が医療費控除の対象となります。</p> <p>この場合、該当する利用者の領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額の1割又は2割）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。従来の利用料領収証と併用する必要がある場合は、二重記載とならないようご注意ください。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>施行規則 第65条の5（施行規則第65条準用）</p>
<p>13 保険請求のための 証明書の交付</p>	<p>法定代理受領サービス以外のサービス利用料の支払いを受けた場合は提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の20 （第22条準用）</p>
<p>14 指定地域密着型 通所介護の基本 取扱方針</p>	<p>(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。</p> <p>(2) 自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の8 第1項</p> <p>条例第59条の8 第2項</p>
<p>15 指定地域密着型 通所介護の具体 的取扱方針</p>	<p>(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。</p> <p>(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の9 第1号</p> <p>条例第59条の9 第2号</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の9第3号</p>
	<p>※ 通所介護は、個々の利用者に応じて作成された通所介護計画に基づいて行われるものですが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の3(2)①</p>
	<p>(4) 従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の9第4号</p>
	<p>※ 「サービスの提供方法等」とは、地域密着型通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含みます。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の3(2)②</p>
	<p>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の9第5号</p>
	<p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。 この場合において、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の9第6号</p>
	<p>※ 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして通所介護を提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応してください。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の3(2)③</p>
	<p>※ 指定地域密着型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものです。 ア あらかじめ通所介護計画に位置づけられていること。 イ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の3(2)④</p>
<p>16 地域密着型通所介護計画の作成</p>	<p>(1) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の10第1項</p>
	<p>※ 地域密着型通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の3(3)①</p>
	<p>※ 地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものです。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の3(3)②</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>(2) 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の10第2項</p>
	<p>※ 地域密着型通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の3(3)③</p>
	<p>(3) 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の10第3項</p>
	<p>※ 通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。</p>		
	<p>(4) 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の10第4項</p>
	<p>※ 交付した地域密着型通所介護計画は、2年間保存しなければなりません。</p>		<p>条例第59条の19第2項</p>
	<p>(5) それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の10第5項</p>
	<p>(6) 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>平18-0331004 第三の二の二の3(3)⑤</p>
	<p>(7) 指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>平18-0331004 第三の二の二の3(3)⑥(第三の一の4(16)⑫準用)</p>
	<p>※ 居宅介護支援の運営基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定されたことを踏まえたものです。</p>		
<p>17 利用者に関する市への通知</p>	<p>(1) 利用者が、正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の20(第28条準用)</p>
	<p>(2) 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	
<p>18 緊急時等の対応</p>	<p>(1) 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の20(第53条準用)</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	※ 緊急時の対応については、利用者個々の心身の状況やその環境等を勘案して、あらかじめ個別具体的な対応策を主治医とともに検討し、不測の事態にあっても十分な対応ができるよう、利用者ごとに定めておかねばなりません。		
19 管理者の責務	(1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	いる・いない	条例第59条の11第1項
	(2) 管理者は、当該事業所の従業者に、「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	いる・いない	条例第59条の11第2項
20 運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員 (5) 地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) 個人情報の取扱い (12) 地域との連携等 (13) その他運営に関する重要事項	いる・いない	条例第59条の12 (11)(12)は、草加市独自基準 平18-0331004 第三の一の4(21)① 平18-0331004 第三の二の二の3(5) 平18-0331004 第三の二の二の3(5)②
	※ (2)の「従業者の職種、員数及び職務の内容」について従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。		
	※ (3)の「営業日及び営業時間」について、8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定地域密着型通所介護事業所にあつては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記してください。 例えば、提供時間帯(9時間)の前に連続して1時間、後に連続して2時間、合計3時間の延長サービスを行う指定地域密着型通所介護事業所にあつては、当該指定地域密着型通所介護事業所の営業時間は12時間であるが、運営規程には、提供時間帯9時間、延長サービスを行う時間3時間とそれぞれ記載してください。		
	※ (4)の「指定地域密着型通所介護の利用定員」とは、当該事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものです。		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>※ (5)の「指定地域密着型通所介護の内容及」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものです。</p> <p>※ 「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定地域密着型通所介護に係る利用料（1割、2割又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない指定地域密着型通所介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。</p> <p>※ (6)の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。</p> <p>※ (7)の「サービス利用に当たっての留意事項」は、利用者が指定地域密着型通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものです。</p> <p>※ (10)の「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容のことです。なお、令和6年3月31日までは努力義務とされています。</p> <p>※ (12)の「地域との連携等」は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図るものとします（運営推進会議の設置に関する内容も併せて記載するようにしてください。）。</p> <p>※ (13)の「その他運営に関する重要事項」として、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましいです。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の3(5)③</p> <p>平18-0331004 第三の一の4の(21)③</p> <p>平18-0331004 第三の一の4の(21)④</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の3の(5)④</p> <p>平18-0331004 第三の一の4の(21)⑤</p>
<p>21 業務継続計画の策定</p>	<p>(1) 感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。なお、令和6年3月31日までは努力義務とされています。</p> <p>※ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定地域密着型通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、計画に従い、事業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。</p> <p>なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求めら</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例59条の20 （第32条の2準用）</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の3(7)</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>れることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。 なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。</p> <p>また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。</p> <p>なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え （体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立 （保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応 （建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応 （業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携</p>		
	<p>(2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	
	<p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしします。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施してください。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</p>		
	<p>※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年2回以上）に実施してください。なお、感</p>		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p> <p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	
<p>22 非常災害対策</p>	<p>(1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p>※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。</p> <p>※ 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。</p> <p>※ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。</p> <p>※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとします。</p> <p>また、防火管理者を置かなくてもよいとされている事業所においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせてください。</p> <p>(2) 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。</p> <p>※ 避難、救出その他の訓練の実施に当たっては、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。</p> <p>※ 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の15</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の3 (8)①</p> <p>条例第59条の15 第2項</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の3 (8)②</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令	
	<p>水防法における要配慮者利用施設に該当していますか。 →「いる」と回答した場合、以下の日付を記載してください。</p> <p>避難確保計画作成日 : 年 月 日 計画の市役所への報告日 : 年 月 日 計画に基づく訓練実施日 : 年 月 日</p>	<p>いる・いない</p>	<p>水防法第15条の3</p>	
<p>23 衛生管理等</p>	<p>(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の16 第1項</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の3 の(9)①</p>	
	<p>※ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を図ってください。</p>			
	<p>※ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これにもとづき、適切な措置を講じてください。</p>			
	<p>(2) 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次のア～ウに掲げる措置を講じていますか。 (令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。)</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の16 第2項</p>	
	<p>ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。</p>	<p>いる・いない</p>		
	<p>※ 委員会は感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の3 (9)②イ</p>	
<p>※ 委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。</p>				
<p>※ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>				
<p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。</p>	<p>いる・いない</p>			

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>※ 指針には、「平常時の対策」及び「発生時の対応」を規定してください。「平常時の対策」としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、「発生時の対応」としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の 3(9)②ロ</p>
	<p>※ 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。</p>		
	<p>ウ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	
	<p>※ 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしています。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。</p> <p>なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。</p> <p>また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとしています。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の 3(9)②ハ</p>
<p>24 掲示</p>	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p>※ 前項に規定する重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができます。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の20 （第34条準用）</p>
<p>25</p>	<p>(1) 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た</p>		<p>条例第59条の20</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
秘密保持等	利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じていますか。	いる・いない	(第35条第1項準用)
	※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定や、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。		
	(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。	いる・いない	条例第59条の20(第35条第2項準用)
	※ 従業者が、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金について定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものです。		
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	いる・いない	条例第59条の20(第35条第2項準用)
	※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。		
	(4) 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日通知)」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。	いる・いない	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。			
※ 「個人情報の保護に関する法律」の概要 ① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと。 ② 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること。 ③ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること。 ④ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと。 ⑤ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと。 ⑥ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること。			
26 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	いない・いる	条例第59条の20(第36条準用)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	いる・いない	条例第59条の20(第37条準用)
28 苦情処理	(1) サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	いる・いない	条例第59条の20(第38条第1項準用)
	※ 「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。 ① 苦情を受け付けるための窓口を設置すること。 ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。 ③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載すること。 ④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示すること。		
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。	いる・いない	条例第59条の20(第38条第2項準用)
	※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。		
	※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。		
	※ 苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければなりません。		
	(3) 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる・いない	条例第59条の20(第38条第3項準用)
	(4) 市からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市に報告していますか。	いる・いない	条例第59条の20(第38条第4項準用)
(5) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる・いない	条例第59条の20(第38条第5項準用)	
(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。	いる・いない	条例第59条の20(第38条第6項準用)	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
29 地域との連携等	<p>(1) サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</p>	いる・いない 事例なし	<p>条例第59条の17第1項</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の3(9)①</p>
	<p>※ 「運営推進会議」とは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会です。</p>		
	<p>※ 運営推進会議は事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。</p>		
	<p>※ 「地域住民の代表者」とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。</p>		
	<p>(2) (1)について、テレビ電話装置等を活用して行う場合、利用者等に同意を得ていますか。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の17第2項</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の3(10)①</p>
	<p>※ 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとしています。ただし、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>		
	<p>(3) (1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。</p>		
	<p>※ 運営推進会議における報告等の記録は、完結の日から2年間保存しなければなりません。なお、地域密着型介護サービス費、利用料等に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければなりません。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の17第2項</p> <p>条例第59条の19第2項、第3項</p>
	<p>(4) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。</p> <p>※ 指定地域密着型通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。</p>		いる・いない
	<p>(5) 事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するように努めていますか。</p>	いる・いない	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市との密接な連携を務めることを規定したものです。</p> <p>なお、「市が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。</p> <p>(6) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護を提供するよう努めていますか。</p> <p>※ 大規模な高齢者向け集合住宅と同一の建物に所在する地域密着型通所介護事業所が当該集合住宅に居住する高齢者に地域密着型通所介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないう、地域包括ケア推進の観点から地域の利用者にもサービス提供を行うことに努めるよう定めたものです。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の3(10)④(第三の一の4(29)④準用)</p> <p>条例第59条の17第5項</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の3(10)⑤(第三の一の4(29)⑤準用)</p>
30 事故発生時の対応	<p>(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 事故が発生した場合の対応方法は、事業者があらかじめ定めておくことが望まれます。</p> <p>(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p>※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望まれます。</p> <p>(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p>※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。</p> <p>(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。</p> <p>(5) 夜間及び深夜に通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、(1)~(4)に準じた必要な措置を講じていますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の18第1項</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の3(11)①</p> <p>条例第59条の18第2項</p> <p>条例第59条の18第3項</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の3(11)②</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の3(11)③</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の3(11)</p>
31 虐待の防止	<p>虐待の発生又はその再発を防止するため、次の(1)~(4)に掲げる観点から措置を講じていますか。</p> <p>なお、令和6年3月31日までの間は努力義務とされています。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>平18-0331004 第三の二の二の3(12) (第三の一の4</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理していることも重要です。 		(31))
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待等の早期発見 従業者は、虐待又は虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 		
	<p>(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の20（第40条の2(1)準用）</p>
	<p>※ 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用してください。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の3(12)</p>
	<p>※ 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。</p>		
	<p>※ なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営して差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。</p>		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>※ また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとしています。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</p> <p>ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</p> <p>ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</p> <p>ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</p> <p>ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関することへ虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</p> <p>ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p>		
	<p>(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の20（第40条の2(2)準用）</p>
	<p>※ 指針には、次のような項目を盛り込んでください。</p> <p>イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</p> <p>ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</p> <p>ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</p> <p>ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項</p> <p>ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</p> <p>チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</p> <p>リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の3(12)（第三の一の4(31)②）</p>
	<p>(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の20（第40条の2(3)準用）</p>
	<p>※ 研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止を徹底してください。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の3(12)</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>※ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。</p> <p>また、研修内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。</p>		(第三の一の4(31)③)
	<p>(4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の20(第40条の2(4)準用)</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の3(12)(第三の一の4(31)④)</p>
	<p>※ 事業所における虐待を防止するための体制として、(1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者として は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。</p>		
<p>32 会計の区分</p>	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の20(第41条準用)</p> <p>平18-0331004 第三の二の二の3(14) (第三の一の4(32)準用)</p>
	<p>※ 明確に区分することが困難な勘定科目については、合理的な按分方法によって算出しても構いません。</p>		
	<p>※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。</p> <p>ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日 老計第8号）</p> <p>イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日 老振発第18号）</p> <p>ウ 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日老高発第0329第1号）</p>		
<p>33 記録の整備</p>	<p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の19第1項</p> <p>条例第59条の19第2項</p>
	<p>(2) 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。</p>		
	<p>※ 保存しなければならない記録は、次のとおりです。</p> <p>ア 地域密着型通所介護計画</p> <p>イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>ウ 市への通知に係る記録</p> <p>エ 苦情の内容等の記録</p> <p>オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>カ 運営推進会議に係る報告、評価、要望、助言等の記録</p>		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>※ (2)の「完結の日」とは、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日、上記力については、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日を指します。</p>		<p>平18-0331004 第三の二の二の3(13)</p>
	<p>(3) 地域密着型介護サービス費、利用料等に関する記録については、その完結の日から5年間保存していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の19 第3項(草加市独自基準)</p>
	<p>※ (3)の「完結の日」とは、事業者が国保連から介護報酬の支払いを受けた日の翌日とします。</p>		
<p>34 電磁的記録等</p>	<p>(1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができます。 書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により作成、保存等を行っていますか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>条例第204条第1項 平18-0331004 第五の1</p>
	<p>※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p>		<p>平18-0331004 第五の1(1)</p>
	<p>※ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p>		<p>平18-0331004 第五の1(2) 平18-0331004 第五の1(3)</p>
	<p>※ 電磁的記録により行う場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>		<p>平18-0331004 第五の1(4)</p>
	<p>(2) 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によって交付等を行うことができます。 書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によって交付等を行っていますか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>条例第204条第2項 平18-0331004 第五の2</p>
	<p>※ 電磁的方法による交付は、条例第9条第2項から第</p>		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>6項(基準第3条の7第2項から第6項)又は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第8条第2項から第6項までの規定に準じた方法としてください</p>		
	<p>※ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にしてください。</p>		
	<p>※ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいとされています。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にしてください。</p>		
	<p>※ 電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
第5 変更の届出等			
1 変更の届出等	<p>(1) 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長（介護保険課）に届け出ていますか。</p>	いる・いない	<p>法第78条の5第1項</p> <p>施行規則第131条の13第1項</p>
	<p>※ 「事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項」とは、次の事項等です。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図及び設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者の氏名、住所及び経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 当該事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項</p> <p>ク 役員の氏名及び住所等</p>		
	<p>(2) 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長（介護保険課）に届け出ていますか。</p>	いる・いない 事例なし	法第78条の5第2項

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
第 6 介護給付費関係			
1 基本的事項	<p>(1) 送迎に要する時間を除くサービス提供時間に応じた所定の単位数で算定していますか。</p> <p>(2) 単位数算定の際の端数処理 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていますか。</p> <p>(3) 金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数があるときは、端数を切り捨てていますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>平18厚労告126別表2の2イ</p> <p>平18留意事項第2の1(1)</p> <p>平18厚労告126三</p>
2 所要時間の取扱い	<p>(1) 所要時間の算定は、サービス提供に現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うための標準的な時間で行っていますか。</p> <p>※ 単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の迎え等の都合で、当該利用者が通常的时间を超えて事業所にいる場合は、地域密着型通所介護のサービスが提供されているとは認められないものであること。したがって、この場合は当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること。</p> <p>※ サービスを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、地域密着型通所介護を行うのに要する時間に含めることができます。</p> <p>① 居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けた上で実施する場合</p> <p>② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、一級課程修了者、介護職員初任者研修修了者（二級課程修了者を含む。）、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合</p> <p>※ 送迎時に実施する居宅内での介助等については、他の利用者を送迎時に車内に待たせて行うことは認められません。</p> <p>※ 現在訪問介護が行っている通所サービスの送迎前後に行われている介助等について、一律に通所介護等に対応することを求めているものではありません。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>平18厚労告126別表2の2注1</p> <p>平18留意事項第2の3の2(1)</p> <p>平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）問54 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A問52</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>※ 当日の利用者の心身の状況から、実際の地域密着型通所介護の提供が地域密着型通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には地域密着型通所介護計画上の単位数を算定して差し支えありません。なお、地域密着型通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、地域密着型通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定してください。</p> <p>同一の日の異なる時間帯に複数の単位を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの地域密着型通所介護の単位について所定単位数が算定されます。</p>		
	<p>(2) 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が次のア又はイに該当する場合は、所定単位数に 100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。</p> <p>ア 月平均の利用者の数が、運営規程に定められている利用定員を超える場合</p> <p>イ 看護職員又は介護職員の員数が、人員基準に定める員数に満たない場合</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚労告126別表2の2注1</p> <p>平18留意事項第2の3の2(19)(20)</p>
	<p>[定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について]</p> <p>※ 利用者の数は、1月間(暦月)の利用者の数の平均を用います。1月間の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとします。</p>		
	<p>※ 利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減額され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。</p>		
	<p>※ 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行います。また、この場合にあつては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととします。</p>		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>[人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について]</p> <p>イ 看護職員の数は、1月間の職員の数の平均を用います。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。</p> <p>ロ 介護職員の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用います。この場合、1月間の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とします。</p> <p>ハ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。</p> <p>(看護職員の算定式) $\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9$</p> <p>(介護職員の算定式) $\frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 0.9$</p> <p>ニ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算されます。(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます。)</p> <p>(看護職員の算定式) $0.9 \leq \frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 1.0$</p> <p>(介護職員の算定式) $0.9 \leq \frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 1.0$</p>		
<p>3 2時間以上3時間未満の 地域密着型通所 介護</p>	<p>心身の状況から長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用からはじめて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者に対して2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行った場合は、「所要時間4時間以上5時間未満の場合」の単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。</p> <p>★厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者★ 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注4</p> <p>平27厚労告95 第35号の3</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>※ 2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者です。</p> <p>なお、2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護であっても、地域密着型通所介護本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではありません。利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等を実施してください。</p>		平18留意事項第2の3の2(2)
<p>4 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少</p>	<p>感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、市長に届け出た事業所において、地域密着型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き算定することができます。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	平18厚労告126別表2の2注5
<p>5 連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い</p>	<p>(1) 所要時間8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行い、地域密着型通所介護の所要時間と通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となった場合、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>イ 9時間以上10時間未満の場合 50単位 ロ 10時間以上11時間未満の場合 100単位 ハ 11時間以上12時間未満の場合 150単位 ニ 12時間以上13時間未満の場合 200単位 ホ 13時間以上14時間未満の場合 250単位</p> <p>※ 延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合について、5時間を限度として算定されるものであり、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9時間の地域密着型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合 ・ 9時間の地域密着型通所介護の前に連続して2時間、後に連続して3時間、合計5時間の延長サービスを行った場合には、5時間分の延長サービスとして250単位が算定されます。 <p>また、当該加算は、地域密着型通所介護と延長サービスを通算した時間が9時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚労告126別表2の2注6</p> <p>平18留意事項第2の3の2(3)</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>・ 8時間の地域密着型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合には、地域密着型通所介護と延長サービスの通算時間は13時間であり、4時間分（＝13時間－9時間）の延長サービスとして200単位が算定されます。</p> <p>(2) 延長サービスを提供する場合には、相当数の従業者を配置して延長サービスを行うことが可能な体制ですか。</p> <p>※ 延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものですが、当該事業所の実情に応じて、相当数の従業者を置いている必要があります。</p> <p>※ 利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の地域密着型通所介護の提供を受けた場合には算定することはできません。</p>	<p>いる・いない</p>	
<p>6 入浴介助加算</p>	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。（いずれかの加算のみの算定です。）</p> <p>(1) 入浴介助加算(I) 40単位</p> <p>(2) 入浴介助加算(II) 55単位</p> <p>★厚生労働大臣が定める基準★</p> <p>イ 入浴介助加算(I) 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。</p> <p>ロ 入浴介助加算(II) 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イに掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2) 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。当該訪問において、居宅の浴室が、利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。</p> <p>(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注10</p> <p>平27厚労告94 第35号の4</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の身体の状態、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。</p> <p>(4) (3)の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。以下同じ。）その他の利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行うこと。</p>		
	<p>入浴介助加算の算定上の留意事項</p>		
	<p>ア 入浴介助加算（Ⅰ）</p> <p>① 入浴介助加算（Ⅰ）は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定されるものですが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものです。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴（シャワー浴含む）等である場合は、これを含むものとしています。</p> <p>② 地域密着型通所介護計画書上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できません。</p>		<p>平18留意事項 第2の3の2(8)</p>
	<p>イ 入浴介助加算（Ⅱ）</p> <p>① ア①及び②を準用する。</p> <p>② 入浴介助加算（Ⅱ）は、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等（以下「家族・訪問介護員等」という。）の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、以下a～cを実施することを評価するものです。なお、入浴介助加算（Ⅱ）の算定に係る者は、利用者の状態に応じ、自身で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置いた上で、a～cを実施します。</p> <p>a 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等（利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。）が利用者の居宅を訪問（個別機能訓練加算を取得するにあたっての訪問等を含む。）し、利用者の状態をふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価する。その際、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により</p>		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>入浴を行うことが可能であると判断した場合、指定地域密着型通所介護事業所に対しその旨情報共有する。また、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、指定地域密着型通所介護事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意すること。</p> <p>(※) 当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。</p> <p>b 指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、当該利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>c bの入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う。なお、この場合の「個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境」とは、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したものと差し支えない。また、入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われるものであること。なお、必要な介護技術の習得にあたっては、既存の研修等を参考にすること。</p>		
	<p>(2) 体調不良等により入浴を実施しなかった場合について、加算を算定していませんか。</p>	<p>いない・いる</p>	
	<p>※ 地域密着型通所介護計画に、入浴の提供が位置付けられている場合であっても、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できません。</p>		
	<p>(3) 入浴ではなく、部分浴や清拭を行った場合に、加算を算定していませんか。</p>	<p>いない・いる</p>	
<p>7 中重度者ケア 体制加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、地域密着型通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算していますか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注1</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>★厚生労働大臣が定める基準★</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。</p> <p>ロ 地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>ハ 地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること</p> <p>① 中重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算で2以上確保する必要があります。</p> <p>このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で2以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとします。</p> <p>※ 具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の間25を参照してください。</p> <p>② 要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めません。</p> <p>具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の間31を参照してください。</p> <p>なお、利用実人員数による計算を行う場合、途中で要介護状態区分が変更になった場合は、月末の要介護状態区分を用いて計算します。</p> <p>③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとします。</p> <p>イ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとします。</p> <p>ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>平27厚労告95第51号の3</p> <p>平18留意事項第2の3の2(9)</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに市長に届出を提出しなければなりません。</p> <p>④ 看護職員は、地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要がある、他の職務との兼務は認められません。</p> <p>⑤ 中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができます。 また、認知症加算の算定要件も満たす場合は、中重度者ケア体制加算の算定とともに、認知症加算も算定できます。</p> <p>⑥ 中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあつては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成していますか。 なお、今までその人が築いてきた社会関係や人間関係を維持し続けられるように、家庭内の役割づくりのための支援や、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような支援をすることなどの目標を通所介護計画又は別途作成する計画に設定し、通所介護の提供を行うことが必要です。</p>		
<p>8 生活機能 向上連携加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。(いずれかの加算のみの算定です。)</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注12</p>
	<p>(1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
	<p>(2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
	<p>★厚生労働大臣が定める基準★ 次の基準のいずれにも該当すること。 イ 生活機能向上連携加算(I) (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所の機能訓練指導員等が共同してアセスメント、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>平27厚労告95 第15号の2</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	
	<p>生活機能向上連携加算(Ⅰ)算定上の留意事項</p> <p>※ (1)について、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。</p> <p>この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院のことをいいます。</p> <p>※ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行ってください。</p> <p>なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整するものとします。</p> <p>※ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければなりません。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としてください。</p> <p>なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとします。</p>		<p>平18留意事項 第2の3の2(10) ①イ</p> <p>平18留意事項 第2の3の2(10) ①ロ</p> <p>平18留意事項 第2の3の2(10) ①ハ</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>※ 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。</p>		<p>平18留意事項第2の3の2(10) ①ホ</p>
	<p>※ 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明してください。</p>		
	<p>※ 利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。 ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>		
	<p>※ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。</p>		
	<p>※ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものです。なお、助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定できません。</p>		<p>平18留意事項第2の3の2(10) ①へ 平18留意事項第2の3の2(10) ①ト</p>
	<p>ロ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p>		
	<p>※ (1)について、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。</p> <p>この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院です。</p>		<p>平18留意事項 第2の3の2(10) ②イ</p>
	<p>※ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければなりません。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としてください。</p> <p>なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとします。</p>		<p>平18留意事項 第2の3の2(10) ②ハ(①ハ準用)</p>
	<p>※ 個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はありません。</p>		
	<p>※ 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。</p>		<p>平18留意事項 第2の3の2(10) ②ロ</p>
	<p>※ 理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行ってください。</p>		<p>平18留意事項 第2の3の2(10) ②ハ(①ハ準用)</p>
	<p>※ 機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしてください。</p>		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
9 個別機能訓練 加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、(1)及び(2)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、個別機能訓練加算(Ⅰ)イ・(Ⅰ)ロは同時に算定できません。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注11</p>
	<p>(1) 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 56単位</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
	<p>(2) 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 85単位</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
	<p>(3) 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
	<p>★厚生労働大臣が定める基準★</p> <p>イ 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚師、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。</p> <p>(3) 個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。</p> <p>(4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅での生活状況とその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。</p> <p>(5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>		<p>平27厚労告95 第51号の3</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>□ 個別機能訓練加算(Ⅰ)□</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 加算(Ⅰ)イの①の規定により配置された理学療法士等に加え、地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 加算(Ⅰ)イの②～⑤までに掲げる基準のいずれにも適合すること</p>		
	<p>※ 個別訓練機能加算は、専ら機能訓練を実施する理学療法士等を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに心身の状況や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に行うことで、利用者の生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すため設けられたものです。</p>		平18留意事項第2の3の2(11)
	<p>※ 個別機能訓練開始時におけるニーズ把握は、平成27年3月27日付け老振発第0327第2号別紙様式1「興味・関心チェックシート」に例示されています。また、居宅訪問の際のアセスメント項目は、同別紙様式2「居宅訪問チェックシート」に例示されています。</p>		
	<p>【個別機能訓練加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)口の算定上の留意事項】</p>		
	<p>イ 加算(Ⅰ)イを算定する際の人員配置</p> <p>専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置している地域密着型通所介護の単位の利用者に対して行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>平18留意事項第2の3の2(11) ①イ</p>
	<p>※ イの場合において、例えば1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが加算(Ⅰ)イの対象となります。</p>		
	<p>※ 加算(Ⅰ)イの対象となる理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	
	<p>※ 地域密着型通所介護事業所の看護職員が加算(Ⅰ)イに係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めていませんか。</p>	<p>いない・いる</p>	
	<p>ロ 加算(Ⅰ)ロに算定する際の人員配置</p> <p>地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	
	<p>※ 例えば1週間のうち特定の曜日だけ、地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名以上配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみを加算(Ⅰ)ロの対象となります。</p>		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>※ 加算（I）ロの対象となる理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	
	<p>※ 地域密着型通所介護事業所の看護職員が加算（I）ロに係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めていませんか。</p>	<p>いない・いる</p>	
	<p>ハ 個別機能訓練目標の設定・計画の作成 加算（I）イ、加算（I）ロに係る個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	
	<p>※ 目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	
	<p>※ 上記の目標については、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としていますか。 また、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標としていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	
	<p>※ 個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>平18留意事項第2の3の2(11) ①ハ</p>
	<p>※ 個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができます。</p>		
	<p>ニ 個別機能訓練の実施体制・実施回数 加算（I）イ、加算（I）ロに係る個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>平18留意事項第2の3の2(11) ①ニ</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>※ 訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	
	<p>※ 本加算に係る個別機能訓練は、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とし、生活機能の維持・向上を図るため、計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要があり、概ね週1回以上実施することを目安としてください。</p>		
	<p>ホ 個別機能訓練実施後の対応 加算（I）イ、加算（I）ロに係る個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等についての評価を行うほか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）の確認を行い、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>平18留意事項第2の3の2(11) ①ホ</p>
	<p>※ 概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	
	<p>※ 利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。 ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。 なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>		
	<p>へ その他</p>		
	<p>※ 個別機能訓練加算（I）イ及び個別機能訓練加算（I）ロは併せて算定することはできません。</p>		
	<p>※ 個別機能訓練計画に基づく個別機能訓練の実施が予定されていた場合でも、利用者の都合等により実際に個別機能訓練が実施されなかった場合は、算定することはできません。</p>		<p>平18留意事項第2の3の2(11) ①へ</p>
	<p>※ 目標設定・個別機能訓練計画の作成方法の詳細を含む事務処理手順例等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発0316</p>		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>第3号、老老発0316第2号)において示されているとおりです。</p> <p>※ 個別機能訓練に関する記録(個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにしてください。</p>		
【個別機能訓練加算(Ⅱ)の算定上の留意事項】			
	<p>(1) 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>平18留意事項第2の3の2(11) ②</p>
	<p>※ LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p>		
	<p>(2) サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	
<p>10 ADL維持等 加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間(加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間)の満了日の属する月の翌月から12月いないの期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注14</p>
	<p>(1) ADL維持等加算(Ⅰ) 30単位</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
	<p>(2) ADL維持等加算(Ⅱ) 60単位</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
	<p>★厚生労働大臣が定める基準★ イ ADL維持等加算(Ⅰ) 次の基準のいずれにも適合すること</p> <p>(1) 評価対象者(事業所又は施設の利用期間(2)において「評価対象利用期間」という。)が6月を超える者をいう。以下この号において同じ。)の総数が10人以上であること。</p> <p>(2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月(以下「評価対象利用開始月」という。)と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月)においてADLを評価し、その評価に基づく</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>平27厚労告95 第16号の2</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令									
	<p>値（以下「ADL値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。</p> <p>(3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（以下「ADL利得」という。）の平均値が1以上であること。</p>	いる・いない	平18留意事項第2の3の2(12)①									
	<p>ロ ADL維持等加算(Ⅱ)</p> <p>次の基準のいずれにも適合すること</p> <p>(1) イ(1)及び(2)の基準に適合すること。</p> <p>(2) 評価対象者のADL利得の平均値が2以上であること</p>											
	<p>① ADL維持等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について</p> <p>イ ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Indexを用いて行っていますか。</p>	いる・いない										
	<p>ロ 上記イ(2)におけるADL値の提出は、LIFEを用いて行っていますか。</p>	いる・いない										
	<p>ハ 上記イ(3)及びロ(2)におけるADL値の提出は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用開始月に測定したADL値に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とします。</p>											
	<table border="1" data-bbox="368 1144 1107 1451"> <tr> <td rowspan="4">1 2以外の者</td> <td>ADL値が 0以上 25以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ADL値が30以上 50以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ADL値が55以上 75以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ADL値が80以上100以下</td> <td>3</td> </tr> </table>	1 2以外の者		ADL値が 0以上 25以下	1	ADL値が30以上 50以下	1	ADL値が55以上 75以下	2	ADL値が80以上100以下	3	
1 2以外の者	ADL値が 0以上 25以下			1								
	ADL値が30以上 50以下			1								
	ADL値が55以上 75以下			2								
	ADL値が80以上100以下	3										
	<table border="1" data-bbox="368 1451 1107 1758"> <tr> <td rowspan="4">2 評価対象利用開始月において、初回の要介護認定（法第27条第1項に規定する要介護認定をいう。）があった月から起算して12月以内である者</td> <td>ADL値が 0以上 25以下</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ADL値が30以上 50以下</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ADL値が55以上 75以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ADL値が80以上100以下</td> <td>2</td> </tr> </table>	2 評価対象利用開始月において、初回の要介護認定（法第27条第1項に規定する要介護認定をいう。）があった月から起算して12月以内である者	ADL値が 0以上 25以下	0	ADL値が30以上 50以下	0	ADL値が55以上 75以下	1	ADL値が80以上100以下	2		
2 評価対象利用開始月において、初回の要介護認定（法第27条第1項に規定する要介護認定をいう。）があった月から起算して12月以内である者	ADL値が 0以上 25以下		0									
	ADL値が30以上 50以下		0									
	ADL値が55以上 75以下		1									
	ADL値が80以上100以下	2										
	<p>ニ ADL利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）及び下位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を除く利用者（以下「評価対象利用者」という。）としていますか。</p>	いる・いない										

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>ホ 他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り、ADL利得の評価対象利用者に含めるものとします。</p>		
	<p>ヘ 加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市長に届け出ている場合には、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とします。</p>		<p>平12老企36 第二の7(12)①</p>
	<p>② ADL維持等加算(Ⅲ)について</p> <p>イ 令和3年3月31日において現に、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算に係る届け出を行っている事業所であって、改正後のADL維持等加算に係る届け出を行っていないものは、令和5年3月31日までの間はADL維持等加算(Ⅲ)を算定することができます。</p> <p>この場合の算定要件等は、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算(Ⅰ)の要件によるものとします。</p> <p>ロ ADL維持等加算(Ⅲ)の算定に係る事務処理手続等の詳細については、「ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について(平成30年4月6日老振発第0406第1号、老老発第0406第3号)におけるADL維持等加算(Ⅰ)の事務処理手順等を参考にしてください。</p>		<p>平12老企36 第二の7(12)②</p>
<p>11 認知症加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算していますか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注15</p>
	<p>★厚生労働大臣が定める基準★</p> <p>イ 指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。</p> <p>ロ 地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。</p> <p>ハ 地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。</p>	<p>いる・いない いる・いない いる・いない</p>	<p>平27厚労告95 第51号の5</p>
	<p>★厚生労働大臣が定める利用者★</p> <p>日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p>		<p>平27厚労告94 第35号の5</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>① 認知症加算は、暦月ごとに、指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算で2以上確保する必要があります。このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で2以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとします。</p> <p>具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の間25を参照してください。</p>		<p>平18留意事項第2の3の2(13)</p>
	<p>② 「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとし、これらの者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当りの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めません。</p> <p>具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の間31を参照してください。</p> <p>なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で認知症高齢者の日常生活自立度が変更になった場合は、月末の認知症高齢者の日常生活自立度を用いて計算します。</p>		
	<p>③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとします。</p> <p>イ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできません。</p> <p>ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに市長に届出を提出しなければなりません。</p>		
	<p>④ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について(平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知)」に規定する「認知症介護指導者養成研修」を指します。</p>		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>⑤ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知省介護実践リーダー研修」を指します。</p> <p>⑥ 「認知症介護に係る実践的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践者研修」を指します。</p> <p>⑦ 認知症介護指導者研修、認知症看護に係る適切な研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修の修了者は、通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があります。</p> <p>⑧ 認知症加算について、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者に対して算定することができます。また、中重度者ケア体制加算の算定要件も満たす場合は、認知症加算の算定とともに、中重度者ケア体制加算も算定できます。</p> <p>⑨ 認知症加算を算定している事業所にあつては、認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成してください。</p>		
<p>12 若年性認知症 利用者受入加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た地域密着型通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して地域密着型通所介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>★厚生労働大臣が定める基準★ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。</p> <p>※ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行ってください。</p> <p>※ 若年性認知症利用者受入加算は、認知症加算を算定している場合は算定しません。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注16</p> <p>平27厚労告95 第18号</p> <p>平18留意事項第 2の3の2(14)</p>
<p>13 栄養アセスメント 加算</p>	<p>次の(1)~(4)に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定できません。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注17</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>栄養アセスメント加算 50単位</p> <p>(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>(4) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>平18厚労告126別表2の2注17(1)～(3)</p>
【栄養アセスメント加算の算定上の留意事項】			
	<p>① 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。</p>		<p>平18留意事項第2の3の2(15)①</p>
	<p>② 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行ってください。</p>		<p>平18留意事項第2の3の2(15)②</p>
	<p>③ 栄養アセスメントについては、3月に1回以上、イからニに掲げる手順により行ってください。あわせて、利用者の体重については、1月毎に測定してください。</p> <p>イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。</p> <p>ロ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。</p> <p>ハ イ及びロの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。</p> <p>ニ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。</p>		<p>平18留意事項第2の3の2(15)③</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>④ 原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しませんが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できます。</p>		
	<p>⑤ 厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととします。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p> <p>また、サービスの質の向上を図るため、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan）、当該決定に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（P D C A サイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。</p> <p>提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されます。</p>		<p>平18留意事項 第2の3の2(15)④</p> <p>平18留意事項 第2の3の2(15)⑤</p>
<p>14 栄養改善加算</p>	<p>次の(1)~(5)のいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。</p> <p>栄養改善加算 200単位</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注18</p>
	<p>(1) 事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」との連携により、管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注18</p> <p>平18留意事項 第2の3の2(16) ②</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>栄養改善加算を算定できる利用者は、次のイ～ホのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者としていますか。</p> <p>イ BMIが18.5未満である者</p> <p>ロ 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.(11)の項目が「1」に該当する者</p> <p>ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者</p> <p>ニ 食事摂取量が不良（75%以下）である者</p> <p>ホ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>※ なお、次のような問題を有する者については、上記イ～ホのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ 生活機能の低下の問題 ・ 褥瘡に関する問題 ・ 食欲の低下の問題 ・ 閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ 認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、2項目以上「1」に該当する者などを含む。） 	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>平18留意事項第2の3の2(16)③</p>
【栄養改善サービスの提供の手順】			
	<p>イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>平18留意事項第2の3の2(16)④イ</p>
	<p>ロ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、</p>	<p>いる・いない</p>	<p>平18留意事項第2の3の2(16)④ロ</p> <p>平18留意事項第2の3の2(16)</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成していますか。</p>		④ロ
	<p>※ 栄養ケア計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができます。</p>	いる・いない	
	<p>※ 作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得てください。</p>		
	<p>ハ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供し、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正していますか。</p>	いる・いない	平18留意事項第2の3の2(16) ④ハ
	<p>ニ 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供していますか。</p>	いる・いない	平18留意事項第2の3の2(16) ④ニ
	<p>ホ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行っていますか。また、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供していますか。</p>	いる・いない	平18留意事項第2の3の2(16) ④ホ
	<p>ヘ ホの評価の結果、栄養改善加算を算定できる利用者の要件のいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供していますか。</p>	いる・いない	平18留意事項第2の3の2(16) ④ヘ
15 口腔・栄養スクリーニング加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 (いずれかの加算のみの算定であり、利用者が当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定できません。)</p>	いる・いない 該当なし	平18厚労告126 別表2の2注19
	<p>(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位</p>	いる・いない 該当なし	
	<p>(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位</p>	いる・いない 該当なし	
	<p>★厚生労働大臣が定める基準★ (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイを算定していること。 (二) 次の①～③のいずれにも適合すること。 ① 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の</p>	いる・いない	平27厚労告95 第五十一号の六

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>② 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>③ 算定日が属する月が、次のいずれにも該当していないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 ・ 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 <p>(三) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>		
	<p>ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること</p> <p>(1) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイを算定していること。</p> <p>(2) 次の①～②のいずれかに適合すること。</p> <p>① 次のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ・ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ・ 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 ・ 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 <p>② 次のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供しているこ 	<p>いる・いない</p>	

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ・ 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 ・ 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 		
【口腔・栄養スクリーニング加算の算定上の留意事項】			
	<p>※ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態に関するスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。</p>		平18留意事項第2の3の2(17)
	<p>※ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものです。ただし、上記(2)に規定する場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定することができます。</p>		
	<p>※ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニング加算の算定に当たっては、利用者について、次に掲げるそれぞれに関する確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供してください。</p> <p>イ 口腔スクリーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> a 硬いものを避け、柔らかいものばかりを中心に食べる者 b 入れ歯を使っている者 c むせやすい者 <p>ロ 栄養スクリーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> a BMIが18.5未満である者 b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 d 食事摂取量が不良（75%以下）である者 		
	<p>※ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施してください。</p>		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>※ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できます。</p>		
<p>16 口腔機能向上 加算</p>	<p>次に掲げる厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>（いずれかの加算のみの算定であり、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。）</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注20</p> <p>平18留意事項 第2の3の2(18)</p>
	<p>(1) 口腔機能向上加算(I) 150単位</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
	<p>(2) 口腔機能向上加算(II) 160単位</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
	<p>★厚生労働大臣が定める基準★ イ 口腔機能向上加算(I) 次に掲げるいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービス（指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注に規定する口腔機能向上サービスをいう。以下同じ。）を行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>平27厚労告95 第51号の11</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>ロ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 次に掲げるいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イの(1)~(5)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>※ 厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととします。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(L I F E) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p> <p>また、サービスの質の向上を図るため、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定(Plan)、当該決定に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行ってください。</p> <p>提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されます。</p>	<p>いる・いない</p>	
【口腔機能向上加算の算定上の留意事項】			
	<p>① 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	
	<p>② 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のア～ウまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者としていますか。</p> <p>イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者</p> <p>ロ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者</p> <p>ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者</p>	<p>いる・いない</p>	

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>③ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じてください。</p> <p>利用者が歯科医療を受診している場合であって、次のイ又は口のいずれかに該当する場合にあっては、本加算は算定できません。</p> <p>イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合</p> <p>ロ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合</p>		
	<p>【口腔機能向上サービスの提供の手順】</p> <p>イ 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握していますか。</p> <p>ロ 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行っていますか。</p> <p>また、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	
	<p>※ 作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得る必要があります。</p>		
	<p>※ 口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができます。</p>		
	<p>ハ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	
	<p>※ 口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正してください。</p>		
	<p>ニ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	
	<p>※ 評価の結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>ホ ニの評価の結果、次の①又は②のいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供していますか。</p> <p>① 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者</p> <p>② 口腔機能向上サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者</p> <p>※ サービスの提供の記録において、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はありません。</p> <p>※ 口腔機能向上サービスの適切な実施のため、「口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成18年3月31日老老発第0331008号）」を参考にしてください。</p>	<p>いる・いない</p>	
<p>17 科学的介護推進体制加算</p>	<p>次にのア～イのいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>科学的介護推進体制加算 40単位</p> <p>(1) 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>(2) 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p> <p>① 原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに上記ア・イに掲げる要件を満たした場合に、事業所の利用者全員に対して算定できます。</p> <p>② 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p> <p>③ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイ</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注21</p> <p>平18留意事項 第2の3の2(19)</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>クル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、以下のような一連の取組が求められます。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはなりませんのでご注意ください。</p> <p>イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する (Plan)。</p> <p>ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する (Do)。</p> <p>ハ L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う (Check)。</p> <p>ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める (Action)。</p>		
<p>18 事業所と同一建物等に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合</p>	<p>地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、地域密着型通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算していますか。</p> <p>ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 「同一建物」とは、当該地域密着型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に地域密着型通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。</p> <p>また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該地域密着型通所介護事業所の地域密着型通所介護事業者と異なる場合であっても該当します。</p> <p>※ なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象となりません。</p> <p>具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難（建物にエレベーターがない又は故障中の場合）である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該地域密着型通所介護事業所との往復の移動を介助した場合に限られます。</p> <p>ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について地域密着型通所介</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注24</p> <p>平18留意事項第 2の3の2(17)</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>護計画に記載してください。 また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければなりません。</p>		
<p>19 送迎を行わない 場合の減算</p>	<p>利用者に対して、その居宅と地域密着型通所介護事業所との間の送迎を事業者が行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など、事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となります。 ただし、事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に地域密着型通所介護を行った場合の減算の対象となっている場合には、本減算の対象となりません。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注25</p> <p>平18留意事項 第2の3の2(21)</p>
<p>20 サービス提供 体制強化加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た地域密着型通所介護事業所が利用者に対し地域密着型通所介護を行った場合は、次の区分に従い、1回につき次の所定単位数を加算していますか。 ただし、加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）は同時に算定できません。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18単位</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位</p> <p>★厚生労働大臣が定める基準★ イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次のア～イのいずれかに適合すること。 (ア) 地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 (イ) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2ハ</p> <p>平18留意事項 第2の3の2(25)</p> <p>平27厚労告95 第51号の8</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>(1) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 地域密着型通所介護の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。</p> <p>(二) 地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が100分の30以上である。</p> <p>(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用います。</p> <p>※ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しなければなりません。</p> <p>したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降、届出が可能となるものです。</p> <p>※ 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とし、勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。具体的には、平成25年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成25年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいいます。</p> <p>勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるとします。</p> <p>地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員です。</p>		
<p>21 介護職員 処遇改善加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2ニ注</p>
	<p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 上記1から20までにより算定した単位数の 1000分の59に相当する単位数</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 上記1から20までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
	<p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 上記1から20までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	
	<p>★厚生労働大臣が定める基準★</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>② 当該地域密着型通所介護事業所において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、すべての介護職員に周知し、市長に届け出ていること。</p> <p>③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>④ 当該地域密着型通所介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 当該地域密着型通所介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 イ アの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ウ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 エ ウについて、全ての介護職員に周知していること。 オ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 カ オの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 加算（Ⅰ）の①～⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 加算（Ⅰ）の①から⑥及び⑧までに掲げる基準に適合すること。 ② 次に掲げる基準ア～イのいずれかに適合すること。 （ア）次に掲げる要件の全てに適合すること。 ・ 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 ・ 上記の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 （イ）次に掲げる要件の全てに適合すること。 ・ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 ・ 上記について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>※ 加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）のいずれかを算定している場合においては、その他の加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）は算定できません。</p> <p>※ 介護職員処遇改善加算の内容については、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知）を参照してください。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	
<p>22 介護職員等特定 処遇改善加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た施設が、利用者に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定できません。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 上記1から20までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 上記1から20までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p> <p>★厚生労働大臣が定める基準★ (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平27厚労告95 第48の2号</p>

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	<p>見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(ア) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(イ) 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(ウ) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</p> <p>(エ) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>② 当該事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。</p> <p>③ 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。</p> <p>④ 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>⑤ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。</p> <p>⑥ 地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>⑦ ②の届出に係る計画中に実施する実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>⑧ ⑦の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>①から④まで及び⑥から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
<p>23 介護職員等 ベースアップ等 支援加算</p> <p>※令和4年10月1 日新設。</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していますか。</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算 上記1から20までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>② 事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。</p> <p>③ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。</p> <p>④ 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>⑤ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>⑥ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2へ</p> <p>平27厚労告95 第五十一の十二号</p>
<p>24 サービス種類の 相互算定関係</p>	<p>(1) 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護を受けている間に、地域密着型通所介護費を算定していませんか。</p> <p>(2) 施設入所（入院）者が外泊又は介護老人保健施設サービス費の試行的退所を算定した場合に、地域密着型通所介護費を算定していませんか。</p>	<p>いない・いる 該当なし</p> <p>いない・いる 該当なし</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注22</p> <p>平18留意事項 第2の1(2)</p>

